第百十四条第一項第一号	法第七十四条第一項第一号	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第　号。以下「平成二十七年改正法」という。）附則第八条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）又は平成二十四年一元化法附則第三十七条の二第二項第一号	年月	平成二十七年経過措置政令第六条により読み替えられた改正前国共済法第七十六条第一項	法第七十六条	請求者及び加給年金額の対象者
第百十四条第一項第二号	法附則第十二条の十二第一項各号	平成二十七年経過措置政令第十四条第一項により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第三十九条第一項各号	預金口座の口座番号	平成二十七年経過措置政令第六条により読み替えられた改正前国共済法第七十六条	退職共済年金	旧職域加算退職給付
第百十四条第一項第三号	預金通帳の記号番号	預金口座の口座番号				
第百十四条第一項第四号	法第九十七条第一項（令和二年政令第　号）附則第四条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）又は平成二十四年一元化法附則第三十七条の二第二項第一号	改正前国共済法	年月	平成二十七年経過措置政令第六条により読み替えられた改正前国共済法第七十六条第一項	法第七十六条	請求者
第百十四条第一項第五号	法第七十六条第一項	平成二十七年経過措置政令第八条第一項により読み替えられた改正前国共済法第七十六条第一項				
第百十四条第一項第九号	法第九十七条第一項（令和二年政令第　号）附則第四条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）又は平成二十四年一元化法附則第三十七条の二第二項第一号	改正前国共済法	年月	平成二十七年経過措置政令第十四条第一項により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第三十九条第一項各号	法附則第十二条の十二第一項各号	請求者
第百十四条第一項第十号	法	改正前国共済法				
	退職共済年金	旧職域加算退職給付				
第百十四条第一項第十二号	法附則第十二条の十二第一項各号	平成二十七年経過措置政令第十四条第一項により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第三十九条第一項各号	預金口座の口座番号	平成二十七年経過措置政令第六条により読み替えられた改正前国共済法第七十六条	退職共済年金	旧職域加算退職給付
第百十四条第一項第十三号	預金通帳の記号番号	預金口座の口座番号				
第百十四条第二項第四号	四　前項第四号に規定する場合に該当するときは、同号に規定する年金証書等の写し	四　前項第四号に規定する場合に該当するときは、同号に規定する年金証書等の写し 四の二　預金口座の口座番号について当該払渡金融機関の証明書、預金通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類				
第百十四条第四項及び第五項	法第七十六条	平成二十七年経過措置政令第六条により読み替えられた改正前国共済法第七十六条				
	退職共済年金	旧職域加算退職給付				

第九十七条第一項第四号	預金通帳の記号番号	預金口座の口座番号
第九十七条第二項第一号	遺族の順位若しくは遺族がないこと及び当該死亡した者の相続人であることを証するに足る書類	死亡した受給権者（平成二十四年一元化法附則第三十六条第五項に規定する改正前国共済法による職域加算額を受ける権利を有する者。以下この項において同じ。）と請求者との身分関係を明らかにすることができる書類
第九十七条第二項第三号	三　その他必要な書類	三　死亡した受給権者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたことを証する書類 四　その他必要な書類

（改正前国共済法による職域加算額のうち退職を給付事由とするものの支給に係る請求等のなお効力を有する改正前国共済規則の適用）

第九条　改正前国共済法による職域加算額のうち退職を給付事由とするもの（以下「旧職域加算退職給付」という。）の支給に係る請求、届出その他の行為に係るなお効力を有する改正前国共済規則第百十四条（第一項第六号から第八号まで及び第十一号、第二項第三号、第五号及び第六号、第八項並びに第九項を除く。）、第百十四条の二の三、第百十四条の三（第一項第四号及び第五号並びに第二項を除く。）、第百十四条の三の二、第百十四条の三の三（第一項第四号及び第五号並びに第二項を除く。）並びに第百十四条の五第三項及び第四項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げるなお効力を有する改正前国共済規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第百十四条第一項各号列記以外の部分	退職共済年金	旧職域加算退職給付（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第四条第三項に規定する改正前国共済法（以下「改正前国共済法」という。）第五条第一項に規定する退職を給付事由とする職域加算額のうち退職を給付事由とするものをいう。以下同じ。）
	法	平成二十四年一元化法附則第四条第三号に規定する改正前国共済法（以下「改正前国共済法」という。）